

助成金活用イメージ <手当等により収入を増加させる場合（手当等支給メニュー）>

被用者保険適用後、社会保険料相当額の一時的な手当支給を行った事業主に助成（最大2年間）。3年目以降、継続的な収入の増加に取り組むことが必要。

（時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース）

壁を意識することなく働き
さらなるキャリアアップ



【適用後】

1年目

助成額：20万円
（10万円×2回）

2年目

助成額：20万円
（10万円×2回）

3年目

助成額：10万円

数年後

適用前】

週20時間（時給1,016円）

週20時間（時給1,016円）

週20時間（時給1,199円）

週20時間
（時給1,016円）



社会保険適用
促進手当として
支給する場
合には標準報
酬月額に考
慮しない

一時的な手当
約16万円(15%分)



保険料約16万円

手取り年収
約90万円

106万円
〔標準報酬月額
8.8万円〕

労働者
手取り
106万円

社会保険適用
促進手当として
支給する場
合には標準報
酬月額に考
慮しない

一時的な手当
約16万円(15%分)



保険料約16万円

手取り年収
約90万円

106万円
〔標準報酬月額
8.8万円〕

労働者
手取り
106万円

賃金（時給）を
18%以上増額

保険料約19万円

手取り年収
約106万円

125万円
〔標準報酬月額
10.4万円〕

労働者
手取り
106万円

1年目開始

6ヶ月

2年目開始

1年6ヶ月

3年目開始

2年6ヶ月

キャリアアップ計画の提出
※今後の取組の方向性を確認

2ヶ月

支給申請（1回目）

2ヶ月

支給申請（2回目）
※2年目以降の取組内容を確認

2ヶ月

支給申請（3回目）

2ヶ月

支給申請（4回目）
※3年目以降の18%増額を
賃金規定等により確認

2ヶ月

支給申請（5回目）
※6ヶ月間定着してい
ることを確認

※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。